

監査公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年9月25日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

監査結果の措置対象

建設部

土木課、用地開発課、都市計画課、鳳来総合支所地域課・作手総合支所地域課の建設部関係事務

監査結果報告年月日

平成30年6月27日

監査結果に対する措置通知年月日

平成30年9月21日

講じた措置等の内容

【土木課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

《指摘事項》

土地建物台帳（行政財産）借地台帳には関係書類も一緒に綴られていたので、台帳としての整理をされたい。また、鳳来・作手地区分についても一元管理できるよう整備されたい。

《是正措置内容》

指摘のとおり、台帳と関係書類を分けて整理を行いました。なお、鳳来・作手地区分の一元管理については、それぞれの地域課（地域整備係）の業務資機材等を保管、使用しており土地、建物の所管も地域課であることから、所管課管理としました。

《意見1》

道路等管理において、管理瑕疵を起因とする損害賠償事案があった。広大な市域を考慮すると担当職員のパトロールには限界を感じるので、市民からの通報制度を活用するなどし、不具合箇所の早期発見、改修対応に努め、事故の未然防止を図られたい。

《措置内容》

土木事業要望、維持補修受付を活用し、地域からの不具合箇所の早期確認、改修等の対策を行っております。また、道路パトロールを週1回実施するとともに職員が外出したときに道路状態の確認を行っております。

今後も不具合箇所の早期発見、改修に努めてまいります。

《意見2》

市道用地の登記関係において未登記のものがあったので、未登記物件の解消に引

き続き努められたい。

《措置内容》

引き続き、市内にある道路内私有地（未登記路線）について調査を行い、地権者と道路用地についての交渉を行い、同意の得られた路線から測量、分筆等の手続きを進め解消に努めます。

《意見3》

委託契約において年間を通し業務を複数回に分け実施するものの、最終回の業務完了後に委託料全額を支払うものがあつた。業務の実施確認が可能なものは、部分払等について検討されたい。

《検討状況》

委託金額を考慮し、部分払いの導入を検討していきます。

【用地開発課】

《指摘事項1》

用地購入、物件補償等の交渉業務は、明確な説明が求められることから専門的な知識を必要とされている。担当職員のノウハウ、スキルの継承ができるようするため、マニュアル等を整備されたい。

《是正措置内容》

専門的な知識を得るため積極的に研修等に参加するとともに、これまで蓄積してきた経験等を書面等により情報共有を図り、用地事務のスキルの向上と継承を行っていきます。

《指摘事項2》

物品管理簿について、4年前の分課以降の整理がされていなかった。新庁舎への移設に合わせ、物品管理の徹底を図られたい。

《是正措置内容》

新庁舎への移転に合わせ、物品の再確認を行い、物品管理簿を整理しました。

《意見1》

市土地開発公社の通帳を管理しているが、2年間程取引していないものの、証明書の発行手数料により残高が減少している口座もあつたので、整理等の検討をされたい。

《検討状況》

土地貸付等の使用料の払込先の一つとして、口座を維持してきました。口座の利用状況を踏まえ、利用者の利便性を損なわないよう整理を検討していきます。

《意見2》

所管する市土地開発公社の保有地については、市の買戻しが遅れ処分が進んでいない状況にあつた。経営健全化計画等に留意の上、引き続き改善を図られたい。

《検討状況》

事業担当課へ事業の進捗を促すとともに、公社経営健全化計画の見直しの検討を行い、引き続き早期の保有地処分に努めてまいります。

【都市計画課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

《指摘事項1》

物品管理簿には関係書類も一緒に綴られていたので、台帳としての整理をされたい。

《是正措置内容》

備品管理簿から関係書類等を外し、台帳として整理しました。

《指摘事項2》

文書ファイル用の個別フォルダーには、多量の文書で厚くなっているものがあった。文書の散逸等も懸念されるので改められたい。

《是正措置内容》

多量の文書で厚くなった個別フォルダーについては分冊し、文書が散逸しないよう改めました。

《意見1》

市営住宅使用料に収入未済が発生している。引き続き滞納の解消に努めるとともに、適切な処置を講じられたい。

《措置内容》

未納者に対しては、督促状、電話並びに個別訪問による納付催促を行い、滞納の長期化を未然に防ぐよう努めています。また、長期未納者には連帯保証人との個別面談を行うなど、滞納の解消に努めています。

《意見2》

旧市営芳ヶ入住宅跡地の処分等については、関係各課と調整の上、着実に進められたい。

《検討状況》

旧芳ヶ入住宅跡地については、道路敷地部分の分筆登記を申請中であり、登記完了後は土木課に所管替えし、市道としての管理を行います。また、平地部分については普通財産として財政課に所管替えし、適切な処分を行います。

《意見3》

市中心市街地にぎわいのまちづくり活動補助金については、定額助成により団体活動が実施されていた。対象事業は市中心市街地の景観整備、まちづくり活動等であり、その有効性は認められるものの、特定の地域に対して行われるものであることを考慮すると、他地域とのバランス、公平、公正といった観点からは疑問が生じる。今後は、助成期限を設けるなど、活動団体の自立を促すことも視野に検討等されたい。

《検討状況》

市中心市街地にぎわいのまちづくり活動補助金は、新城市中心市街地活性化基本計画に定める市中心市街地及びその周辺で行われる事業を対象としており、地域自治区制度発足に伴い創設された地域活動交付金との整合について検討を行ってきました。まちづくり活動補助金の創設経緯もあることから、活動団体の自立に向けた指導や助言を継続して行い、補助金の公平公正な支出に努めます。

《意見4》

野田城大橋付近河川敷公園用地については、野田城大橋建設の経緯から長期の地上

権設定契約が結ばれていた。現利用は十分とは言い難いので、今後の利活用、契約のあり方等を含め検討等されたい。

《検討状況》

野田城大橋付近河川敷公園については、県道から公園敷地への進入口において地権者の理解が得られず、地域においても活用の意思がないことなどから、契約期間の満了を待たず、賃貸借契約を解約する意向であることを地権者に周知済みであります。本年度秋には、地元説明会において市の意向を説明し、本年度をもって契約を解約する予定です。